

地域情報通信技術利活用推進交付金交付要綱

(通則)

第1条 地域情報通信技術利活用推進交付金（以下「交付金」という。）の交付については、予算の範囲内において交付するものとし、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「適正化法施行令」という。）及び総務省所管補助金等交付規則（平成12年総理府・郵政省・自治省令第6号）に定めるほか、この要綱の定めるところによる。

(交付の目的)

第2条 この交付金は、都道府県、特別区、市町村（一部事務組合及び広域連合を含む。以下同じ。）、それらを含む連携主体（交付金に係る事務の処理をその代表となる地方公共団体に委任をして実施することを約した複数の都道府県、特別区、市町村又は法人をいう。以下同じ。）又は地方公共団体の出資若しくは拠出に係る法人（以下「第三セクター法人」という。）が、地域の知恵と工夫を生かし、情報通信技術（以下「ICT」という。）を導入・活用するための事業を実施することにより、地域情報化の推進を図ることを目的とする。

(交付先)

第3条 この交付金は、都道府県、特別区、市町村、それらを含む連携主体又は第三セクター法人（以下「地方公共団体等」という。）に対し、その申請に基づき、有識者による評価を経て交付する。

(交付金事業)

第4条 この交付金を充てることができる事業は、地方公共団体等が、地域の知恵と工夫を生かし、ICTを導入・活用する等して、地域における諸課題を解決するための事業（他の法律又は予算制度（平成21年5月29日府地活第11号、総行政第185号、21文科政第6011号、厚生労働省発会第0529002号、21農振第447号、平成21・05・27財地第1号、国総政第17号、環水大自発090529001号に基づく地域活性化・経済危機対策臨時交付金を除く。）に基づき国の負担又は補助を得て実施する事業を除く。）（以下「交付金事業」という。）で、次の各号のいずれかに掲げるものとする。

- (1) ICT関連システムの基盤の整備に関するもの
- (2) ICT関連システムの構築・改修に関するもの
- (3) ICT関連システムを活用した事業を実施するために必要な人材育成・派遣等に関するもの。

(交付金額、交付対象経費)

第5条 総務大臣（以下「大臣」という。）は、地方公共団体等が交付金事業を実施するために必要な経費のうち、交付金交付の対象として大臣が認める経費（以下「交付対象経費」という。）について、予算の範囲内で、かつ、事業規模、事業内容に応じて、原則として、1億円、5,000万円、3,000万円、1,500万円のいずれかを交付するものとする。但し、申請額が交付金額に満たない場合は、当該差額は交付しない。

2 交付対象経費は、別表のとおりとする。

(交付申請)

第6条 地方公共団体等は、交付金の交付を受けようとするときは、様式第1号による交付申請書を大臣が別に定める日までに大臣に提出しなければならない。

2 交付金の交付を受けようとする地方公共団体等は、前項の交付金の交付の申請をするに当たっては、当該交付金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（交付対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）及び地方税法（昭和25年法律第226号）の規定により仕入れに係る消費税額及び地方消費税額として控除できる部分の金額に交付率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税仕入控除税額」という。）を減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

(実施計画の策定)

第7条 この交付金を受けようとする地方公共団体等は、次に掲げる事項を記載した実施計画を作成し、大臣へ提出しなければならない。

- (1) 交付金事業の内容
- (2) 計画の対象地域
- (3) 交付金事業のスケジュール
- (4) 交付金事業の目標
- (5) 交付金事業の総事業費
- (6) その他必要な事項

2 大臣は、地方公共団体等の長から前項の規定に基づく実施計画の提出を受けた場合には、当該計画に対する交付金の交付及び限度額について判断し、その結果を当該地方公共団体等に対して通知する。

3 前2項の規定は、実施計画を変更する場合に準用する。

(実施計画の事後評価)

第8条 地方公共団体等は、交付金事業の終了後に、整備計画の達成状況等について評価を

行い、これを公表するとともに、大臣に報告しなければならない。

- 2 大臣は、前項に基づく報告を受けたときは、地方公共団体等に対し、必要な助言を行うことができる。

(交付決定)

第9条 大臣は、第6条の規定による交付申請を受けたときは、当該内容を審査し、適当と認めるときは速やかに交付決定を行い、地域情報通信技術利活用推進交付決定通知書（様式第2号）により地方公共団体等に通知するものとする。

- 2 大臣は、前項の通知に際し、必要な条件を付することができるものとする。

(交付申請の取下げ)

第10条 交付金の交付決定通知を受けた地方公共団体等（以下「交付金事業者」という。）は、前条の交付決定の内容又はこれに付した条件に対して不服があるときは、交付金の交付申請を取り下げることができるものとする。

- 2 前項の規定により申請を取り下げようとするときは、前条の規定による通知があった日から起算して20日以内に、地域情報通信技術利活用推進交付金交付申請取下げ届出書（様式第3号）を大臣に提出しなければならないものとする。
- 3 第1項の規定により申請を取り下げたときは、当該申請に係る交付金の交付決定はなかったものとみなす。

(交付金事業の変更)

第11条 交付金事業者は、交付金の交付決定の通知を受けた後において、交付金事業の内容を変更するときは、あらかじめ、地域情報通信技術利活用推進交付金事業変更承認申請書（様式第4号）を大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

ただし、次に掲げる軽微な変更を除く。

- (1) 交付金事業の目的達成のために相関的な事業要素相互間の弾力的な遂行を認める必要がある場合
- (2) 交付金事業の目的に変更をもたらすものでなく、かつ、交付金事業者の自由な創意により計画変更を認めることが、より能率的な交付目的達成に資するものと考えられる場合
- (3) 交付金事業の目的及び事業能率に関係のない事業計画の細部変更である場合

(交付金事業の中止又は廃止)

第12条 交付金事業者は、交付金事業を中止又は廃止しようとするときは、地域情報通信技術利活用推進交付金事業中止（廃止）承認申請書（様式第5号）を大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

(交付金事業の事故の報告)

第13条 交付金事業者は、交付金事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は交付金事業の遂行が困難となった場合には、速やかに地域情報通信技術利活用推進交付金事業事故報告書（様式第6号）により大臣に報告し、その指示を受けなければならない。

(交付金事業の実施状況報告)

第14条 交付金事業者は、交付金事業の遂行状況について大臣の要求があったときは、速やかに地域情報通信技術利活用推進交付金事業実施状況報告書（様式第7号）を大臣に提出しなければならない。

(交付金事業の実績報告)

第15条 交付金事業者は、交付金事業が完了したときは、その日から起算して1箇月を経過した日又は翌会計年度の4月10日のいずれか早い日までに、地域情報通信技術利活用推進交付金事業実績報告書（様式第8号。以下「実績報告書」という。）を大臣に提出しなければならない。

- 2 交付金事業者は、交付金事業が完了せずに国の会計年度が終了したときには、交付の決定に係る会計年度の翌年度の4月30日までに前項に準ずる報告書を大臣に提出しなければならない。
- 3 交付金事業者は、第1項の報告を行うに当たり、交付金に係る消費税仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

(交付金の額の確定)

第16条 大臣は、前条の規定による実績報告書の提出を受けたときは、当該報告に係る交付金事業の実績が交付決定の内容（第11条に基づく承認をした場合には、その承認された内容）及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを審査し、適合すると認めるときは、交付すべき交付金の額を確定し、地域情報通信技術利活用推進交付金の額の確定通知書（様式第9号）により、交付金事業者に通知するものとする。

- 2 前項において確定をしようとする交付金の額に、1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。
- 3 大臣は、交付金事業者に交付すべき交付金の額を確定した場合において、既にその額を超える交付金が交付されているときは、地域情報通信技術利活用推進交付金返還命令通知書（様式第10号）により、その超える部分の額に相当する交付金の返還を命ずるものとする。
- 4 前項の返還の期限は、当該返還の命令がなされた日から起算して20日以内とし、期限

内に納付されない場合には、大臣は、未納額についてその未納期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(交付金の支払)

第17条 交付金は、前条の規定により交付すべき交付金の額を確定した後に支払うものとする。ただし、必要があると認められる場合には、交付金の交付決定の後に概算払いをすることができる。

2 交付金事業者は、前項の規定により交付金の支払を受けようとするときは、地域情報通信技術利活用推進交付金精算(概算)払請求書(様式第11号)を大臣に提出しなければならない。

(交付決定の取消し等)

第18条 大臣は、第12条の規定による交付金事業の中止若しくは廃止の申請があった場合又は次に掲げる各号のいずれかに該当する場合には、第9条の決定の内容(第11条の規定に基づく承認をした場合は、その承認した内容)の全部又は一部を取り消し、又は変更することができる。

- (1) 交付金事業者が、法令、この要綱又はこれらに基づく大臣の処分若しくは指示に違反した場合
- (2) 交付金事業者が、交付金を交付金事業以外の事業に使用した場合
- (3) 交付金事業者が、交付金事業に関して不正、怠慢その他不適切な行為をした場合
- (4) 第9条の交付決定後に生じた事情の変更等により、交付金事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

2 大臣は、前項の取消しをした場合において、当該取消しに係る部分の額に相当する交付金が既に交付されているときは、期限を定めて当該交付金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

3 大臣は、前項の返還を命ずる場合(第1項第4号の場合を除く。)には、その命令に係る交付金を交付金事業者が受領した日から当該返還命令がなされた日までの期間に応じて年10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。

4 第2項の返還及び前項の納付の期限については、第16条第4項の規定を準用する。

5 大臣は、前2項の場合において、やむを得ない事情があると認めるときは、加算金又は延滞金の全部若しくは一部を免除することができるものとする。

6 本条の規定は、交付金事業について交付すべき交付金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

(消費税仕入控除税額の確定に伴う交付金の返還)

第19条 交付金事業者は、交付金事業の完了後に、消費税の申告により交付金に係る消費

税仕入控除額が確定した場合には、速やかに様式第 12 号の報告書を大臣に提出しなければならない。

- 2 大臣は、前項の報告があった場合には、当該消費税仕入控除額の全部又は一部の返還を命じるものとする。
- 3 第 16 条 4 項の規定は、前項の返還について準用する。

(交付金事業の経理等)

第 20 条 交付金事業者は、交付金事業についての会計帳簿を備え、他の経理と区分して事業の収入額及び支出額を記載し、交付金の使途を明らかにしておかなければならない。

- 2 交付金事業者は、前項の支出額について、その支出内容を証する書類を整備し、前項の会計帳簿とともに事業の完了した日（第 12 条の規定による交付金事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後 5 年間、保存しなければならない。

(財産の管理等)

第 21 条 交付金事業者は、交付金事業により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、交付金事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、交付金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

- 2 交付金事業者は、取得財産等について、取得財産等管理台帳（様式第 13 号）を備え管理しなければならない。
- 3 交付金事業者は、当該年度に取得財産等があるときは、第 15 条に定める報告書に取得財産等明細表（様式第 14 号）を添付しなければならない。
- 4 大臣は、交付金事業者が取得財産等を処分することにより収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部、若しくは一部を国に納付させることがある。

(財産の処分の制限)

第 22 条 取得財産等のうち、適正化法施行令第 13 条第 4 号及び第 5 号に定める処分を制限する財産は、取得価格又は効用の増加価格が単価 50 万円以上のものとする。

- 2 適正化法第 22 条に定める財産の処分を制限する期間は、大臣が別に定める期間とする。
- 3 交付金事業者は、前項の規定により定められた期間内において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ様式第 15 号による承認申請書を大臣に提出し、大臣の承認を受けなければならない。
- 4 前条第 4 項の規定は、前項の承認をする場合において準用する。

(財産処分の承認の例外)

第 23 条 前条第 3 項の規定による財産処分に関する大臣の承認については、大臣が別に定

める基準に該当する取得財産の処分（取得価格が単価50万円以上のものに限る。）であって交付金事業者が様式第15号による届出書を大臣に提出した場合は大臣の承認があったものとみなす。

ただし、同項の届出書において、記載事項の不備など必要な条件が具備されていない場合は、この限りでない。

（契約）

第24条 交付金事業者（都道府県、特別区及び市町村を除く。）は、交付金事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、交付金事業の運営上、一般の競争に付することが困難又は不適當な場合は、指名競争に付し、又は随意契約をすることができる。

（書類の提出）

第25条 この要綱に定める申請書その他の書類は、正本1通に副本1通を添えて、当該地方公共団体等の所在地を管轄区域とする総合通信局長（沖縄総合通信事務所長を含む。）を経由して、大臣に提出するものとする。

（その他）

第26条 この要綱に定めるもののほか、交付金事業の実施に関し必要な事項は、大臣が別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成21年6月29日から適用する。

別表（第5条関係）

交付対象 経費の区分	内 容	下限額
設置工事費	・ ICT関連システムの基盤の整備に要する経費 （サーバ、ネットワーク機器、情報通信端末、伝送 路設備、電源設備等の購入費、使用料、設置に係 る工事費（用地の取得に要する経費を除く。）及 びこれらに類する経費）	交付1件当た りの交付決定の 額は1,000 万円を下限とす る。
開発・運営費	・ ICT関連システムの構築・改修に要する経費 （プログラム開発等の役務費、電子計算機使用料、 ソフトウェア購入費（ライセンス費を含む）及び これらに類する経費） ・ その他事業を実施するために必要な事務費	
人材育成・ 招へい費	・ ICT関連システムを活用した事業を実施するた めに必要な人材育成・派遣に要する経費 （人材育成のための講師諸謝金、事業運営に必要な 人材招へい費及びこれらに類する経費）	